

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十九号

鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則を次のように定める。

昭和二十六年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則

第一條 家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号以下「法」という）に基く家畜健康証明書の交付並びに検査注射等を受けようとするものはこの規則の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

第二條 前條の金額は次の通りとする。

一、法第五條の規定に基くもの
家畜健康証明書交付手数料

昭和二十六年九月十四日
第二千二百四十四号 金 曜 日

本書ノ大きさハ國定規格A五判

成牛、成馬	一件につき	百 円
こ牛、こ馬	〃	五十 円
豚	〃	百 円
家畜と、場直行証明書交付 手数料	〃	〃
家畜移動許可書	〃	〃
二、法第六條第三十條及び第三十一條の規定に基くもの		
家畜検査手数料		

結核病	一頭につき	五十 円
ブルセラ病	〃	〃
馬傳染性貧血	〃	〃
雛白痢	一羽につき	五 円
馬バラチフス	一頭につき	五十 円
家畜注射手数料		

摘要

- 注意
- (一) 番号欄は公、私有林別に、市町村別に取りまとめて通し番号を付ける。
 - (二) 区分欄は未立木地、伐採跡地の別を記入する。
 - (三) 造林地指定の有無欄には造林臨時措置法による指定の有無を記入する。
 - (四) 指定植栽期間欄は造林臨時措置法による指定植栽期間を記入する。
 - (五) 種別欄は新植補整、播種の別を記入する。
 - (六) 種苗手当の状況又は見込欄は樹種別に自給、購入の別を記入し、自給の場合は種子又は原苗の入手先を記入すること。購入の場合は、あつ、旋依頼の要否、希望先を記入すると共に自己において購入する場合はその購入先を記入すること。
 - (七) 本計画書は造林地毎に別葉とする。
 - (八) 学校造林の場合はこの注意第一項の番号は不要である。

る。

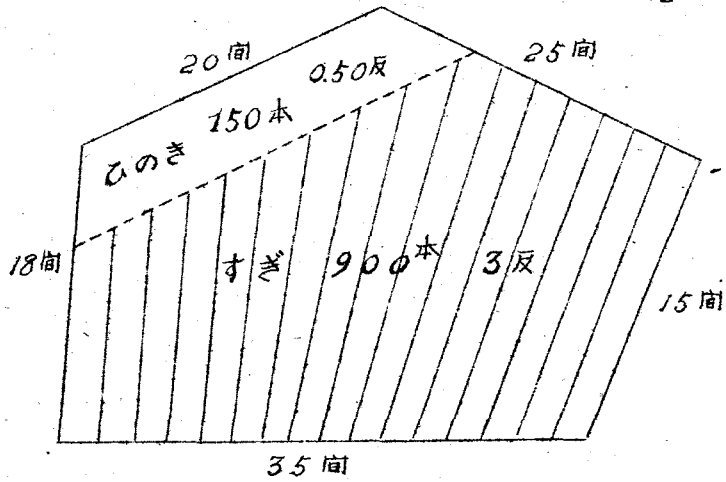
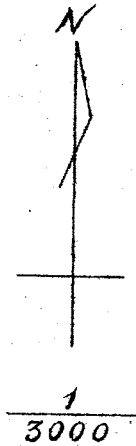
(四) 造林地に対し使用収益の権限を有する者が申請する場合は事業計画書の末尾に権利の種類及び土地所有者の住所氏名を記入すること。

(五) 他人の土地を借用して造林をする場合は土地所有者の造林に関する承諾書を添付すること。

様式第二号(3)の口

施業図字番地
大字 字 番地

- 一、地籍
- 一、地目
- 一、台帳反別
- 一、実測(又は見込)面積



様式第四号(3) (公有、私有学校造林事業)
(番号)

昭和 年度造林事業終了届

補助見込通知書 昭和 年 月 日受第 号

事業期間 着手昭和 年 月 日
終了昭和 年 月 日

申請時の計画と変更のあつた事項

計画実行	積	町	樹種	本	費	円	考
	面積	本に並	び	本	費	円	考

算 精 費 経				種別	数量	単価	金額	備考
の	種	入	手					
種	別	類	別	種	類	類	類	類
苗	木	木	木	木	木	木	木	木
地	拵	拵	拵	拵	拵	拵	拵	拵
苗	木	木	木	木	木	木	木	木
運	搬	木	木	木	木	木	木	木
飯	植	植	植	植	植	植	植	植

書	
植付	計
雑費	計

右の通り造林事業を終了したから御届致します。

年 月 日

住所

氏名

知事宛

注意

一、公有林野の造林の場合請負に附したときは契約書
寫及び領收書寫その他支払を証明する書類を添付す
ること。

二、公有林野の造林の場合直營で施行したときは人夫
出役簿寫その他支払を証明する書類を添付すること。

告 示

鳥取縣告示第四百十二号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三條、第十五條及び第四十條の二の規定により昭和二十二年七月二日及び昭和二十六年三月二日をもつて買收した農地等及び牧野の所有者の中買收令書を交付することができ
ないものを同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。

なお、地番、地目、面積等の詳細については関係書類を農地課に備え置く。

昭和二十六年九月十四日

鳥取県知事 西尾愛治

買收令書交付不能一覧表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地 の 所在	地目 地番	面積	対 価	報償金	買 取 日	対面 現金	支払方法 証券	支払時期
5 五 千 石	143 船越作一郎	米子市紺屋町	西伯郡五千石村	764.66	円	昭22.7.2	764.66				
池田	4501 宮本 のぶ	大坂市大淀区中津 浜通り2丁目38	八頭郡池田村	12.96	円	26.3.2	13				
"	4502 吉田 長六	鳥取市上町65	"	14.88	円	"	15				
湖山	4508 武田 吉郎	" 東品治町	氣高郡湖山村	184.32	円	"	227				
"	4513 山下甚太郎	氣高郡湖山村	"	2,541.04	円	683.21	3,224				

4515	川口平十郎	〃	〃	〃	371.20	102.08	〃	473
4516	影井 鉄治	〃	〃	〃	500.64	114.73	〃	615
4518	景井 亀藏	〃	〃	〃	38.40	8.80	〃	47
4520	湖 山 村	〃	〃	〃	117.60	26.95	〃	145
4521	村山源次郎	〃	〃	〃	1 261.28	308.00	〃	1 569
4534	小沢啓三郎	〃	〃	〃	1 354.80	372.57	〃	1 727
4540	岡野 儀平	〃	〃	〃	42.73		〃	48
長瀬〇	岡本直十郎	東伯郡花見村大字 長江	東伯郡長瀬村	〃	1 557.36		〃	1 557
舍人〃	森反 久藏	〃	東郷村川上	舍人村	962.00		〃	962
4502	中村 千藏	〃	〃	舍人村野方	14.40		〃	14
4513	荒井又五郎	〃	〃	東郷村田畑	1 402.40		〃	1 402
4504	山田 保	〃	〃	舍人村北福	804.40		〃	804
4505	益田 忠雄	〃	〃	東郷村田畑	12.80		〃	13
4506	伊藤 俊春	〃	〃	舍人村方地	701.20		〃	701
4507	鍛 良藏	〃	〃	北福	780.00		〃	780
4508	伊藤堅外二名	〃	〃	方地	341.80		〃	341
4509	福本庄太郎	〃	〃	宮内	117.60		〃	118
4511	土井 勝義	〃	〃	野方	216.00		〃	216

00711

4513	中村 長藏	〃	〃	〃	1 699.68		〃	1 700
45 4	岡本 爲吉	〃	〃	漆原	168.00		〃	168
45 6	中島 又藏	〃	〃	藤津	33.60		〃	34
4517	山田 禮藏	〃	〃	野方	1 470.40		〃	1 470
4518	中村 春義	〃	〃	〃	755.52		〃	756
4519	本庄庄治郎	〃	〃	〃	185.28		〃	185
4520	川田 満雄	〃	〃	方地	284.16		〃	284
4521	岩本 藤藏	〃	〃	宮内	48		〃	1
4524	竜 徳 寺	〃	〃	東郷村中興寺	141.12		〃	141
4525	山本 泰藏	〃	〃	舍人村漆原	144.00		〃	144
4527	寺地岩太郎	〃	〃	宮内	20.64		〃	21
4528	梅田 喜藏	〃	〃	東郷村中興寺	768.00		〃	768
4529	福井 克之	〃	〃	舍人村白石	1 260.00		〃	1 260
4530	舍 人 村	〃	〃	舍人村	230.40		〃	230
4531	森 馨	〃	〃	気高郡中郷村精見	3.36		〃	3
4534	伊藤露治郎	〃	〃	東伯郡舍人村方地	1.92		〃	2
4535	伊藤 堅	〃	〃	〃	21.12		〃	21
4536	藤田 行雄	〃	〃	〃	1 549.44		〃	1 519

00712

00713

"	4537	高塚 知義	"	野方	"	3.86	"	8
"	4538	中村 長藏	"	"	"	88.60	"	84
"	4539	中原 孝太	東伯郡橋津村	"	"	48	"	1
"	4540	伊藤壽太郎	舍人村方地	"	"	24.00	"	24
花見	4514	岡本又四郎	東伯郡花見村門田	東伯郡花見村	1,389.60	"	1,390	
"	4508	垣内 春雄	"	埴見	60.63	"	61	
"	4509	竹内 馬藏	"	佐美	18.06	"	18	
"	4512	尾西 久光	"	羽衣石	194.40	"	194	
"	4515	益田 幸吉	"	東郷村田畑	151.20	"	151	
"	4516	香田茂三郎	"	花見村長江	272.16	"	272	
"	4517	岡本邦太郎	"	門田	362.88	"	363	
"	4522	津村 百藏	"	羽衣石	2.70	"	3	
"	4528	山本源太郎	"	西郷村大原	7.93	"	8	
倉吉	4503	岩本 省三	大阪府豊中市服部	倉吉町	48	"	1	
矢送	4501	衣笠 直市	東伯郡上小鴨村鴨	矢送村	12.00	"	12	
"	4509	谷本 春野	河内 上古川	"	720.79	"	721	
南谷	4501	山根清次郎	南谷村泰久寺	南谷村	371.60	"	372	

1700

高城	4506	大田 勝義	"	高城村服部	高城村	12.80	"	13
"	4518	田中 悦男	福積	"	"	1,589.84	443.39	2,033
柴	4501	難波 賢藏	河來見	柴村	12.80	"	"	13
"	4511	鈴木 熊藏	柴村下種	"	64.00	"	"	64
成美	4502	佐伯 康治	成美村出上	成美村	533.76	"	"	534
"	4503	丸岡 瀧藏	"	"	240.48	"	"	240
"	4504	谷口 康造	中村	"	321.60	"	"	322
"	4505	財賀 正一	佐崎	"	193.92	"	"	194
"	4506	池口まづ子	西宮	"	6.48	"	"	6
下中山	4501	河内 久藏	西伯郡安田村笹津	下中山村	347.04	"	"	347
成美(坂)	3501	成美 村	成美村	成美村	22.89	"	"	23
上道	4501	永田 岩吉	西伯郡變町末広町	西伯郡上道村	200.00	"	"	200
天浦	4501	宮倉 政一	米子市法勝寺町	天浦村	48	"	"	1
"	4502	後藤 律	内町	"	12.80	"	"	13
法勝寺	4501	今岡賢一郎	錦町二丁目	法勝寺村	2,371.32	"	"	2,371
賀野	4503	岩指まさよ	西伯郡賀野村御内谷	賀野村	3,077.76	"	"	3,078
"	4508	岡田 晴彦	高姫	"	1,280.16	"	"	1,280

手間つ	4506	岡田 忠雄	市山	手間村	9,318.40	9,318
〃	4521	吉持 誠澄	手間村田住	〃	2,291.20	2,291
幡郷つ	4505	藤本志げの	尙徳村檀原	幡郷村	3,826.50	3,827
〃	4506	藍田 勝行 外55名	大幡村岸本	〃	7,486.55	7,487
〃	4507	大幡 村	大幡村	〃	448.00	448
大幡つ	4501	長田 たみ	上細見	大幡村	34.56	35
〃	4520	中原幾三郎	立岩	〃	56.16	56
〃	4508	小沢 嘉重	吉定	〃	567.48	567
〃	4514	木村 増男	〃	〃	141.00	144
〃	4505	勝部 壽弘	遠藤	〃	28.80	29
〃	4506	勝部 政市	〃	〃	128.80	129
〃	4501	勝部四代次	〃	栗村	128.00	128
〃	4505	勝部 政市	〃	〃	2.49	2
所子つ	4515	佐藤 熊藏	米子市東町	所子村	1,699.84	1,600
逢坂つ	4513	石橋仲太郎	西伯郡逢坂村岡	逢坂村	63.00	63
〃	4516	野間 久造	殿河内	〃	7.00	7
車尾つ	4501	小別府まさよ 目八	米子市加茂町一丁	米子市車尾地区	354.23	354

00715

〃	4503	岡空 つゆ	西伯郡境町中町	〃	231.00	231
大宮つ	4507	内田 幸人	東京都新宿区戸塚 町4丁目ア-116 号館	日野郡大宮村	55.68	56
江尾つ	4506	山吹 爲市	日野郡日野村	江尾町	256.00	256
〃	4507	井上 健次	神奈川村	〃	1,011.20	1,011
米沢つ	4511	中田ときよ	米沢村御机	米沢村	38.96	48
〃	4513	森田平太郎	貝田	〃	871.20	871
〃	4514	森田与三郎	〃	〃	247.60	316
〃	4515	森田 義昭	〃	〃	610.40	778
〃	4516	遠藤次三郎	〃	〃	25.60	26
八郷つ	4510	仲井拾三郎	八郷村眞野	〃	4,298.70	4,299
〃	4515	佐々木 勇	須村	〃	64.00	64

00716

00717

◇鳥取縣告示第四百十四号

次の者に兒童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
東伯郡 富沢秀子、田中美恵子、渡部高子
岡山市 門脇裕子、青江吉子

◇鳥取縣告示第四百十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡成美村大字太一垣四一〇
現住所 倉吉町大字中河原五五四

登録年月日 昭和二十六年九月四日
番号 第一、五五九号

足 立 美代子

昭和二年四月二十六日生

本籍地 兵庫県美方郡照來村丹土五八二

現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舍内

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六〇号

中 井 和 子

昭和六年一月十五日生

本籍地 東伯郡旭村大字湯谷一一四

現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舍内

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六一号

山 根 禮 子

昭和三年十月二十二日生

本籍地 東伯郡南谷村松河原一一七二

現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舍内

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六二号

安 田 哲 子

00718

昭和二年十月十五日生

本籍地 鳥取市新鑄物師町四四

現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舍内

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六三号

小 幡 美代子

昭和五年二月一日生

本籍地 東伯郡倉吉町新町二丁目一、三七五

現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舍内

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六四号

山 田 智 子

昭和四年二月二十五日生

本籍地 八頭郡池田村大字岩屋堂一一六番一地

現住所 鳥取市川端四丁目一五

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六五号

藤 原 英 子

大正十二年一月十八日生

本籍地 鳥取市立川町四丁目一一二

現住所 〃

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六六号

岩 谷 淑 子

大正五年三月十日生

本籍地 島根県海士郡海士村大字海士一、五三六

現住所 東伯郡倉吉町大字東町三五七ノ一 吉本福松方

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六七号

前 田 キミエ

大正十四年九月三日生

本籍地 大阪府守口市松月町一

現住所 西伯郡彦名村四、四一九

登録年月日 昭和二十六年九月四日

番号 第一、五六八号

清 水 米 子

明治四十四年五月十二日生

00719

本籍地 鳥根県知夫郡知夫村二、三六七
現住所 米子市加茂町 博愛病院寄宿舎内
登録年月日 昭和二十六年九月四日
" 番号 第一、五六九号

中 本 光 子
昭和四年五月二十三日生

本籍地 気高郡大和村大字長谷

現住所 "

登録年月日 昭和二十六年九月四日

" 番号 第一、五七〇号

桐 林 かつ 子
明治四十二年十月一日生

本籍地 東伯郡浦安町逢東五九三ノ六

現住所 // 本籍地

登録年月日 昭和二十六年九月四日

" 番号 第一、五七一号

堀 尾 美 喜 子
昭和三年九月二十三日生

本籍地 松江市比津町一四五

現住所 米子市中町一八 稻田医院内
登録年月日 昭和二十六年九月四日
" 番号 第一、五七二号

引 野 八 重 子
昭和四年三月二十八日生

本籍地 日野郡根雨町大字高尾四三一

現住所 米子市加茂町一丁目 博愛病院内
登録年月日 昭和二十六年九月四日

" 番号 第一、五七三号

鷲 見 一 子
昭和三年三月三十一日生

本籍地 気高郡松保村大字里仁一九六

現住所 // 本籍地

登録年月日 昭和二十六年九月四日

" 番号 第一、五七四号

大 久 保 満 壽 子
昭和六年九月二十八日生

00720

◇鳥取縣告示第四百十七号

助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十六年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

前本籍地 気高郡神戸村大字下砂見四三八

現住所 東伯郡舎人村大字野方一六一

現住所 鳥取市御号町一一二

昭和二十六年五月二十日婚姻により旧姓「原田」

を「本庄」へ並びに本籍地変更により同年八月二

十七日名簿訂正方願い出により同年九月四日訂正

本 庄 操 枝

昭和三年五月一日生

前住所 米子市加茂町一丁目三五

現住所 日野郡根雨町七三〇 日野病院内

昭和二十六年八月二十三日住所変更により同年同

月二十八日名簿訂正方願い出により同年九月四日

訂正

大 月 三 世子

大正四年一月三日生

前住所 東伯郡泊村字園六七五

現住所 気高郡末恒村大字伏野

昭和二十六年七月三十一日住所変更により同年同

月同日名簿訂正方願い出により同年九月四日訂正

小 西 〇

明治四十四年二月十日生

公 告

◇資格審査結果公告第七十五号

(自昭和二十六年八月一日
至同年八月三十一日)

昭和二十六年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する
勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補
禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二
十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令

内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えられた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 六五名

非該当決定者 六五名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○県普通公職者

三村 治子	須山 秀子	吉畑 尚之
山元安太郎	中野 直	瀬口 進祐
高木 昭三	諺口 至藏	山田 幸夫
徳田小五郎	木島 圭一	本多 哲雄
松本 実	下村 勳	中村 一雄
尾坂 昇	辺見富久子	井上 艶子
兜金庄太郎	前田 正幸	野津 英顯
中村 久雄	木嶋 朗博	前田 勳
西村 憲雄	早川規予治	谷口 昭
尾島 徳子	寺岡 敏行	深沢 義明
山本 和壽	大谷 明	佐々木傳一郎
安見百合子	長尾喜三雄	田中 磯信
岸田 節	津田 安	
○檢察審査員同補充員		
鳥取檢察審査員		
吉田壽賀藏	田中美津子	福田 傳市
宮田 峰藏		
同補充員		

山名 せつ 西村 安子 葉狩 福藏

山田 幸親

倉吉檢察審査員

山本 潔 清水 義高 原田むね子

平林 利子 楠本美代子

同補充員

加藤 一夫 山根保太郎 倉長 徳守

齋木 啓邦

○労働者災害補償審査会委員兼労働者災害補償保険審査会委員

種 芳 細田 芳人 中島 哲彦

○村農業共済組合理事及び同監事

散岐村 前田 嘉平 中山 鉄一 佐藤 義春

金谷 勇治

○村農業委員会専任書記

手間村 吉岡 節

○村主要公職者

小鹿村 吉田 義治

○村普通公職者

山守村 山本 喜美

正 誤

昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第四号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行 誤 正

九 上段 二 判定 判明